

平成26年度 第4回

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議

介護保険に関する会議

2 議 題

(2) 第6期介護保険料算定の考え方について

本市における第6期介護保険料算定の考え方について

1. 第6期介護保険料の算定に必要な推計について

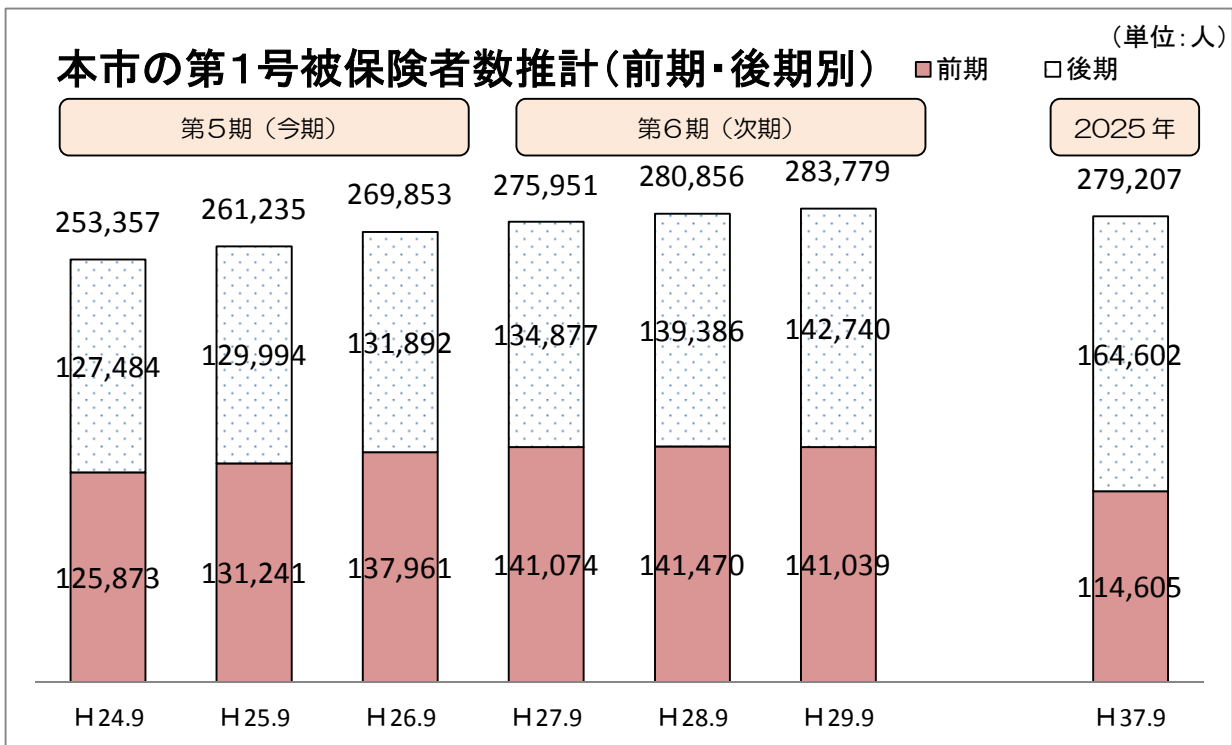
(1) 「第1号被保険者数（65歳以上）」と「要介護認定者数」の推計

第6期介護保険料の算定にあたり基礎となる「第1号被保険者数」および「要介護認定者数」の今後の見込みについては以下のとおりです。

① 第1号被保険者数

第1号被保険者（65歳以上）は今後も増加し、平成29年度には約28万4千人と見込まれます。その後、平成32年（2020年）をピークに減少していきますが、75歳以上の後期高齢者はそれ以後も平成39年まで増加し続けます。

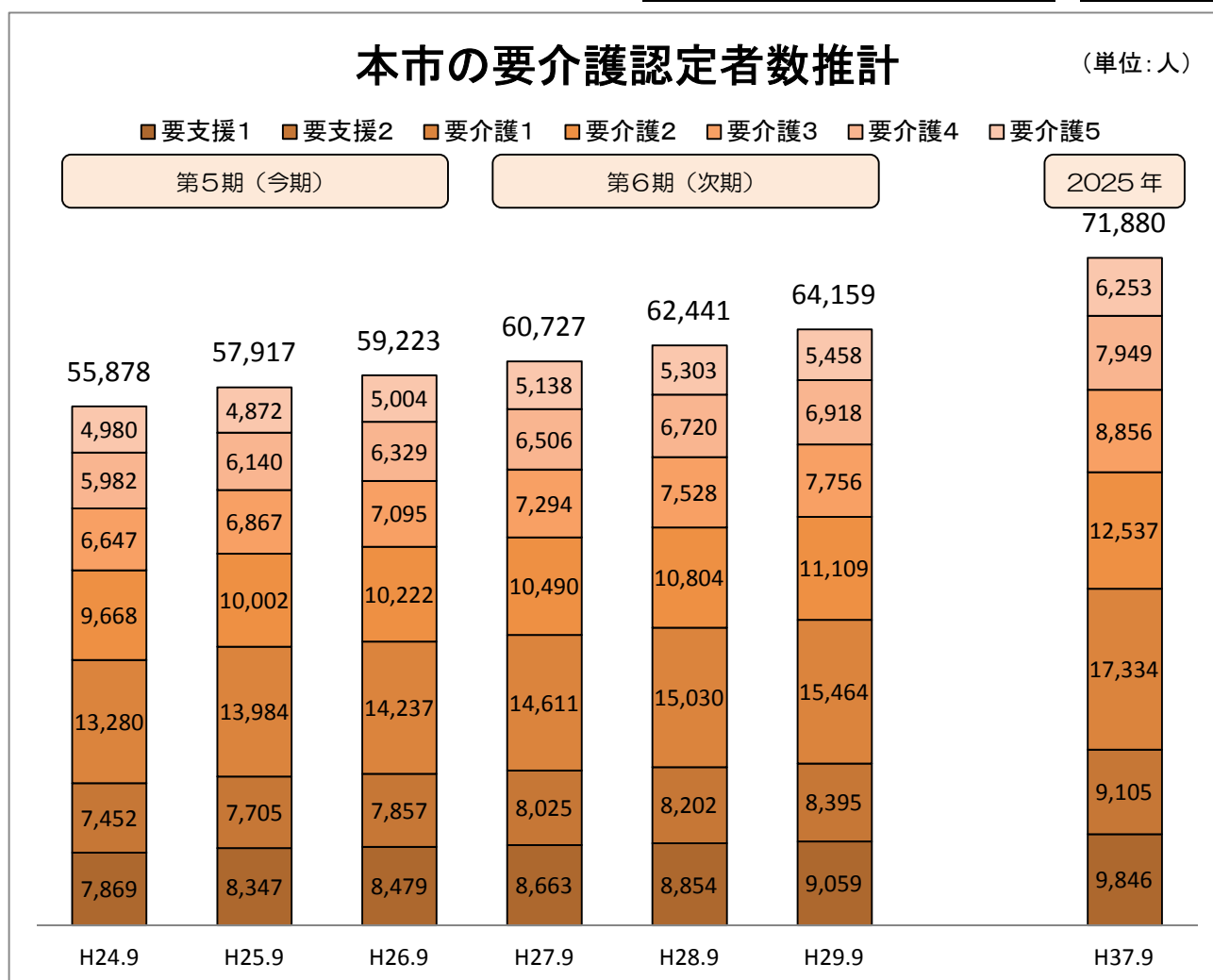
(単位:人)	第5期(今期)			第6期(次期の推計)			将来推計
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H37 (2025年)
第1号被保険者数	253,357	261,235	269,853	275,951	280,856	283,779	279,207
75歳以上 (割合:%)	127,484 (50.3)	129,994 (49.8)	131,892 (48.9)	134,877 (48.9)	139,386 (49.6)	142,740 (50.3)	164,602 (59.0)
65~74歳 (割合:%)	125,873 (49.7)	131,241 (50.2)	137,961 (51.1)	141,074 (51.1)	141,470 (50.4)	141,039 (49.7)	114,605 (41.0)



② 要介護認定者数

高齢者の増加に伴い、今後も要介護認定者数は増加を続け、平成29年度には約6万4千人となる見込みです。なお、増加のピークは平成41年度(2029年)で、約7万4千人となる見込みです。

(単位:人)	第5期(今期)			第6期(次期の推計)			将来推計
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H37 (2025年)
要介護認定者数	55,878	57,917	59,223	60,727	62,441	64,159	71,880
要介護5	4,980	4,872	5,004	5,138	5,303	5,458	6,253
要介護4	5,982	6,140	6,329	6,506	6,720	6,918	7,949
要介護3	6,647	6,867	7,095	7,294	7,528	7,756	8,856
要介護2	9,668	10,002	10,222	10,490	10,804	11,109	12,537
要介護1	13,280	13,984	14,237	14,611	15,030	15,464	17,334
要支援2	7,452	7,705	7,857	8,025	8,202	8,395	9,105
要支援1	7,869	8,347	8,479	8,663	8,854	9,059	9,846



(2) 「介護サービス利用者数」・「保険給付費・地域支援事業費」の推計

「介護サービス利用者数」「保険給付費・地域支援事業費」については、現在推計作業中ですが、要介護認定者数の増加に伴い、増加することが見込まれます。

2. 第6期介護保険料の考え方について

- 高齢化の進展に伴う介護保険に必要な費用の増加により、介護保険料の負担水準の上昇が避けられない中、制度の持続可能性を確保し、より安定的な介護保険制度を運営していくためには、被保険者の負担能力に応じた保険料を賦課することが重要。
- 第6期介護保険料については、国が定めた保険料段階をふまつつ、第5期の保険料段階や所得の分布状況など、本市の状況を考慮した保険料段階を設定。

○本市の保険料設定の基本的な考え方

①保険料段階の設定について

本市の第5期介護保険料においては、より負担能力に応じた保険料となるよう保険料段階を「1 2段階」に設定。(国の示した標準モデルは6段階)

第6期介護保険料における保険料段階の設定にあたっては、第5期の保険料段階を基本としながら、

○本市における第1号被保険者の所得分布

○国による「標準段階(9段階)」の見直しの趣旨

などをふまえるとともに、各段階における負担の増額にも配慮した保険料段階を設定。

《具体的な保険料段階の(案)については別紙のとおり》

②介護給付準備基金の活用について

○介護給付準備基金の活用については、国の基本的な考え方を踏まえ、本市が設置している「北九州市介護給付準備基金」を取り崩して、第6期介護保険料に充当。

○充当する金額については、当該基金は保険料が不足した場合の財源として活用しなければならないことから、さらなる高齢化の進行に伴う給付費の増への対応なども考慮し、検討。

③別枠公費による低所得者の保険料軽減について

国が示している、「別枠公費の投入による低所得者の保険料軽減」については、その財源が消費税の増税分とされていることから、具体的な軽減幅等は今後国において決定されるが、国の方針をふまえ対応。

＜参考＞ 国が示す基本的な考え方

①介護保険料の「標準段階」の見直し

- 所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定を行うという観点から、これまで6段階であった介護保険料の「標準段階」を9段階に見直す。
- なお、住民税課税層の更なる多段階化や、各段階における負担割合については、これまでと同様に、各保険者の裁量により設定できることとする。

②介護給付準備基金の活用

- 介護保険料の剰余分の積立である介護給付準備基金について、
- 介護給付準備基金の剰余額は次期計画期間に歳入として繰り入れ、介護保険料の上昇抑制に充てることが一つの考え方である。
- 各保険者においては、その適正な取り崩しを検討されたい。

③別枠公費の投入による低所得者の保険料軽減の強化

- 介護保険料の負担水準の上昇が避けられない中、制度を持続可能なものとするためには、低所得者が保険料を負担し続けることを可能にする必要があることから、介護保険法の改正により、別枠で公費（財源は消費税増税分を予定）を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設ける。
- ※ 当該公費の負担の内訳は、国が1／2、都道府県・市町村がそれぞれ1／4ずつ。

本市の第6期の保険料段階（案）について

○保険料段階の検討にあたっては、

- ・国の新しい標準段階は9段階であるが、本市では、すでに12段階設定としていること
- ・また、「公費による負担軽減」もふまえた低所得者に対する負担を考慮するとともに
- ・国の保険料段階等の変更による大幅な負担増にも配慮する必要がある。

○これらの視点から、国の基準を踏まえ、所得の分布状況やこれまでの負担割合、全体のバランスも考えつつ、より負担能力に応じた保険料段階を設定。

国の示した基準に応じた変更（市民税世帯非課税）

① 現第2段階の保険料率の変更

■現第2段階の保険料率を、「基準額×0.6」を「基準額×0.5」に引き下げる。

② 現特例第3段階の保険料率の変更

■現特例第3段階の保険料率を、「基準額×0.7」から「基準額×0.75」に引き上げる。

○いずれも国から示された規準による変更。

○特例3段階の変更については、料率が今期よりも高くなるが、「公費による負担軽減」が予定されていることから、実質負担は0.5となり、現行より0.2下がる。

○また、現第3段階についても、実質負担率は、0.05下がるため、市民税非課税世帯の保険料段階（新第1段階～新第3段階）の料率は今期よりも下がる。

負担能力に応じた保険料の多段階化（市民税本人課税）

③ 負担能力のある所得層（新9段階）の多段階化

■国の標準段階における新第9段階について多段階化し、本市の第5期の段階と同様とする。

④ 現第5・6段階の多段階化

■極端な負担増に配慮するため、現行の第5段階と第6段階の2つの段階について、新第6段階から新第8段階までの3段階に多段階化する

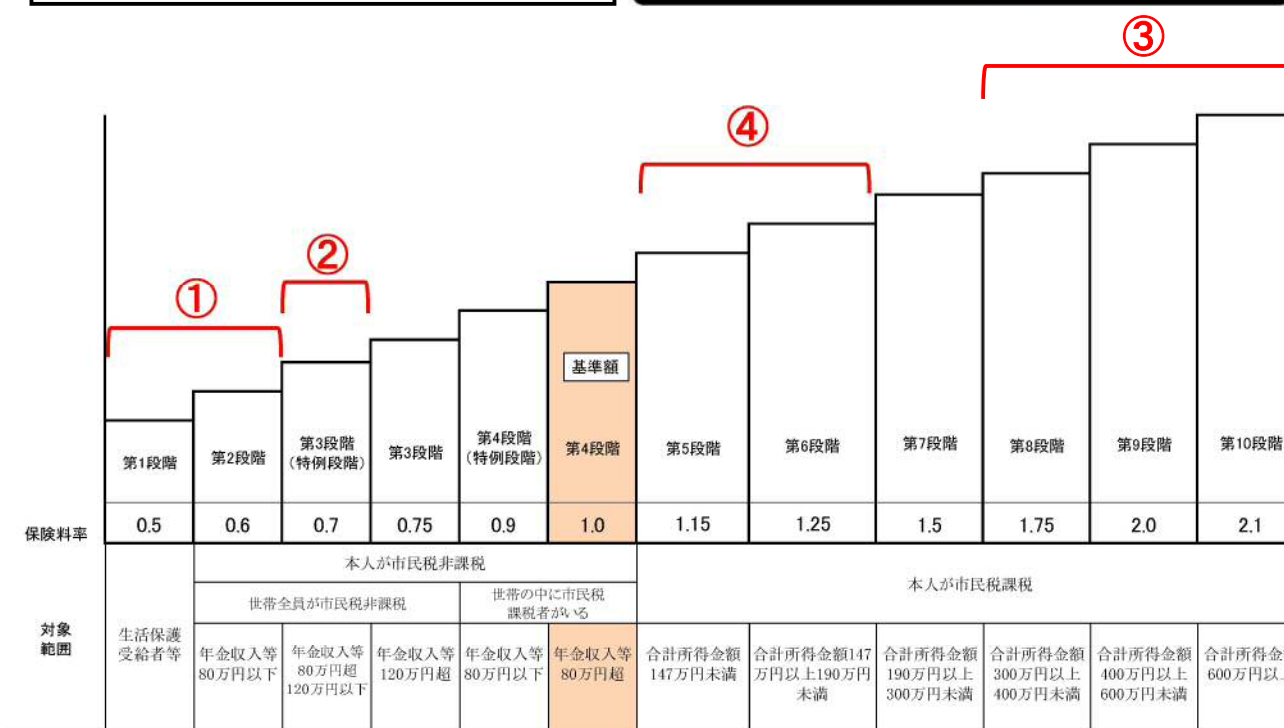
○ 国の示した基準をそのまま適用することにより、所得が変わらないにも関わらず、第5期と比較して保険料負担が大幅に増える場合が想定される。

⇒ 国の示す標準段階の保険料率よりも低い本市の第5期における保険料率を適用し、さらに多段階化することで、負担の増加を緩和する。

○ 一定以上所得者の利用者負担の見直しにより2割負担となる人のうち、最も低い段階である新第8段階の人について、2重の負担増に配慮するため、国の標準段階よりも低い本市の第5期における保険料率に据え置く。

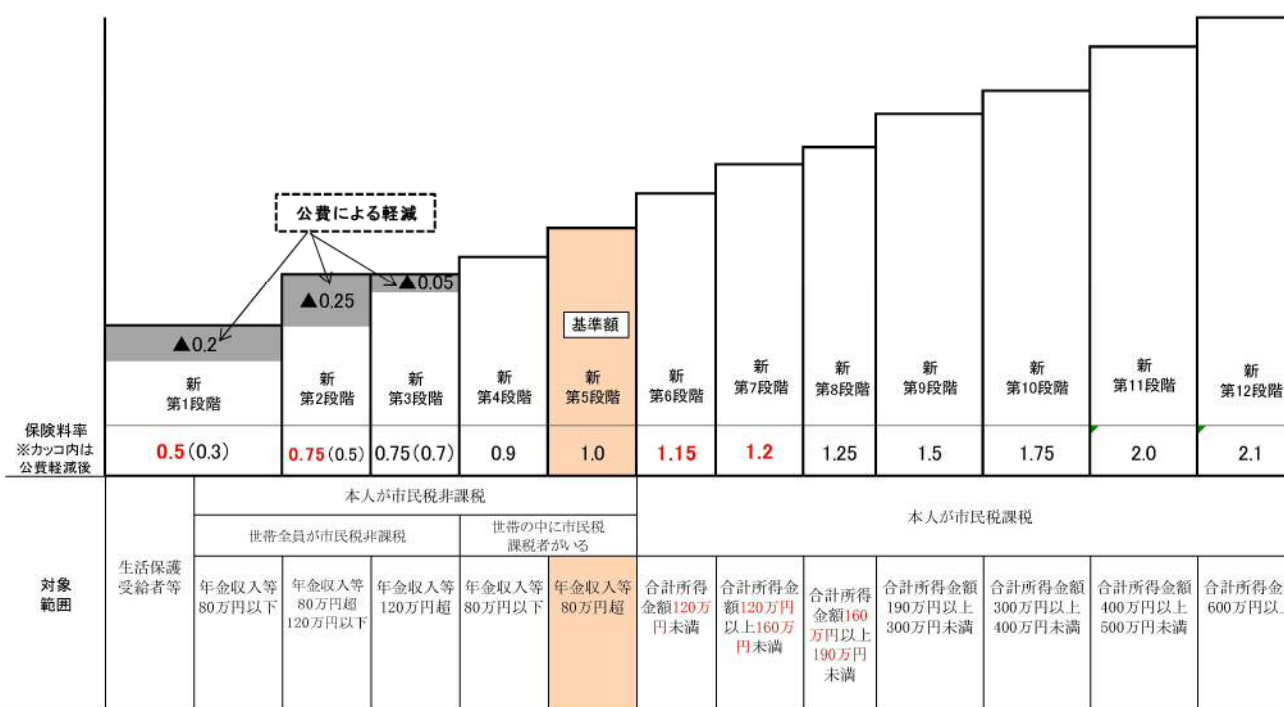
◆第5期（平成24～26年度）の保険料段階

本市の第5期の保険料段階（12段階）



◆第6期（平成27～29年度）の保険料段階（案）

国の標準段階を基本とした多段階化



<参考：所得分布>

人数	71,663	21,725	22,112	36,483	23,970	27,741	19,773	12,255	19,870	4,912	3,484	4,145	268,133
割合	26.7%	8.1%	8.2%	13.6%	8.9%	10.3%	7.4%	4.6%	7.4%	1.8%	1.3%	1.5%	100.0%

※H26当初賦課ベース

(3) 第1号保険料の多段階化・軽減強化

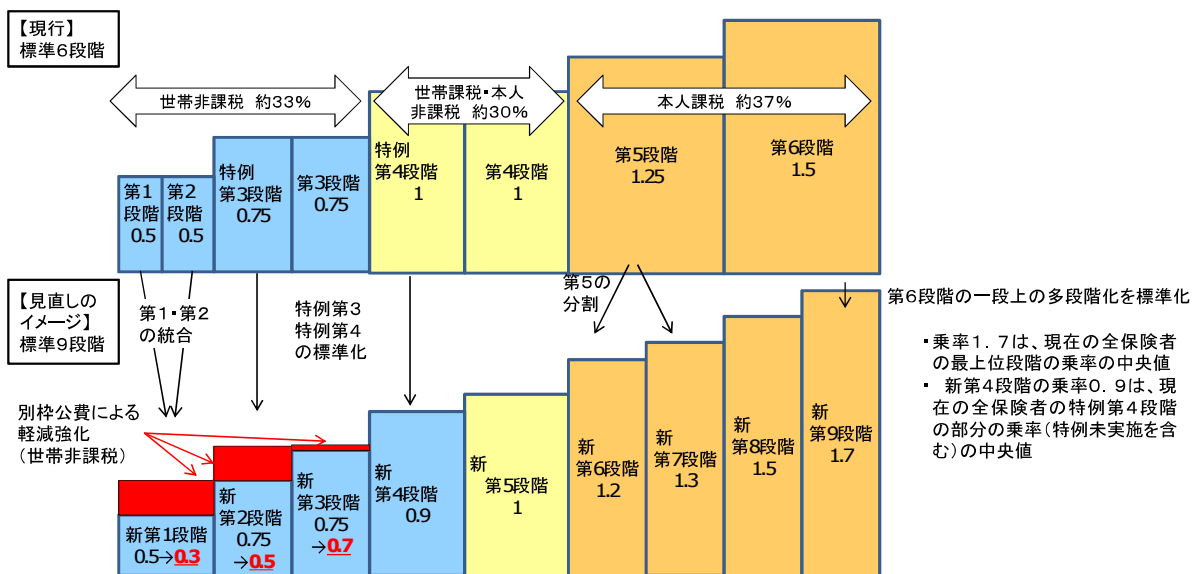
① 標準段階の見直し【平成27年4月施行】

(基本的考え方)

- 第6期の第1号介護保険料については、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から政令を改正し、標準段階をこれまでの6段階から、標準9段階に見直す。見直しのイメージは以下のとおりであるが、新第7段階以上の所得の基準については、新第1段階から新第4段階までの軽減分と、新第6段階から新第9段階までの増加分が、全国ベースで均衡するように設定することとしており、現在、各保険者に依頼している第1号被保険者の所得分布の調査（平成26年6月27日付け事務連絡）の結果を踏まえて設定する予定であり、追って周知する。

第6期の介護保険料の見直しについて

- 所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、また、多くの自治体で特例第3・特例第4段階の設置や、本人課税所得層の多段階化をしている現状を踏まえ、標準の段階設定を、現行の6段階から9段階に見直す。
- なお、現在と同様、引き続き保険者の判断による弾力化を可能とする。
- 世帯非課税（第1～第3段階）については、新たに公費による軽減の仕組みを導入し、更なる負担軽減を図る。



なお、平成25年度に暫定的に行った所得調査のデータを用いると、住民税課税層のうち、

- ・ 新第6段階は、所得120万円未満
- ・ 新第7段階は、所得120万円以上190万円未満
- ・ 新第8段階は、所得190万円以上280万円未満
- ・ 新第9段階は、所得280万円以上

であり、平成26年度のデータを用いても、この基準に近いものとなると予想される。